

非正規雇用労働条件改善指導員による 事業場訪問相談 [無料] のご案内

近年、経済・産業構造の変化や働き方に関する価値観の多様化等による企業と労働者双方のニーズを背景として、多様な働き方が選択される中、全労働者に占める非正規雇用労働者（パートタイマー、契約社員、派遣社員、嘱託社員等）の割合が3割を超えています。

非正規労働者の働き方は、各人の都合に応じた働き方ができる等のメリットがある半面、その雇用・就業形態から労働条件や安全衛生に関する問題も多く、非正規労働者に係る個別労働紛争が多発しています。

このようなことから、島根労働局では、非正規労働者を雇用している事業場の労務管理の適正化を図るため、**非正規雇用労働条件改善指導員**が事業場を訪問し、労働条件等に関する相談への対応や助言を無料で行っています。

この機会を積極的に利用して、日頃から疑問に思っていたことをご質問いただくなど事業場における円滑な労務管理にお役立てください。

<非正規雇用労働条件改善指導員とは>

非正規雇用労働条件改善指導員は、島根労働局長の指示を受けて、非正規労働者の労働条件・安全衛生に関する相談・助言を行う専門スタッフです。具体的には、以下の業務を行います。

- ①非正規労働者の労務管理の適正化及び安全衛生管理のための労使の自主的な取組に関する相談への対応や助言を行います。
- ②その他、非正規労働者に関する労働基準関係法令等に係る相談への対応や助言も行います。

<非正規雇用労働条件改善指導員の活用のメリット>

当該指導員を活用することで、労働関係法令に抵触することなく、自信をもって自社の非正規労働者の労務管理及び安全衛生管理を推進することができます。

なお、当該指導員は、職務上知り得た機密の厳守等、一般の公務員と同様の守秘義務を負っていますので、相談した内容が外部に漏れることはありません。

また、相談を受けた内容に基づいて、資料の提示を求めるなど監督行為に結びつけることはいたしませんので、ご心配なくご相談ください。

<問合せ・申込み先>

島根労働局 労働基準部 監督課

電話 0852-31-1156 FAX 0852-31-1163

〒690-0841 松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階